



# 後期高齢者医療制度

## 7月中旬に 新しい被保険者証 を送付します

被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月中旬に新しい被保険者証を送付しますので、8月1日から新しい被保険者証を医療機関等の窓口で提示してください。

※保険料の納付状況によっては、有効期限が短い被保険者証(短期被保険者証)を送付することがあります。納付が困難な事情がある場合は早めに相談してください。

一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の平成22年中の所得により算出された平成23年度の住民税課税所得と平成22年(1月から7月までは平成21年)中の収入額をもとに計算されています。

なお、世帯状況の異動や所得の更正などにより、随時変更される場合があります。

また、臓器の移植に関する法律の改正で、被保険者証の裏面に、臓器提供の意思表示欄が設けられます。意思表示は任意で、記入を義務付けられるものではありません。臓器提供の意思表示へのご理解とご協力をお願いいたします。

### ◆医療費の一部負担金の割合と自己負担限度額等◆

区分	一部負担金の割合	自己負担限度額(月額)		入院時の食事代の標準負担額(1食当たり)	該当条件
		個人単位〔外来〕	世帯単位〔入院含む〕		
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円 医療費が267,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算 〔44,400円〕※1	260円	同一世帯に住民税課税所得145万円以上の被保険者がいる世帯の人 ただし、住民税課税所得145万円以上でも収入額(年金・給与等収入合計)が一定の金額に満たない人※3は、市民課国保医療係に申請することにより「一般」の区分となります。(対象となる可能性がある人には申請書を送付しています)
一般		12,000円	44,400円		「現役並み所得者」 「低所得Ⅱ」 「低所得Ⅰ」 以外の人
低所得	Ⅱ	1割	24,600円	210円 〔160円〕※2	世帯員全員が住民税非課税 「低所得Ⅰ」以外の人
	Ⅰ		8,000円	100円	

※1 [ ]内は過去12ヵ月以内にその世帯ですでに3回以上の高額療養費が支給されている場合、4回目からの額

※2 [ ]内は過去12ヵ月の入院日数が90日を超える場合、91日目からの額(申請が必要です)

※3 ○同一世帯に被保険者が一人の場合：被保険者の収入額…383万円

○同一世帯に被保険者が一人で70歳以上75歳未満の人がいる場合

：被保険者と70歳以上75歳未満の人全員の収入合計額…520万円

○同一世帯に被保険者が二人以上いる場合：被保険者全員の収入合計額…520万円

## 限度額適用・ 標準負担額認定証 について

世帯員全員が住民税非課税(表の区分で低所得Ⅰ・Ⅱに該当)の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、入院の際に医療機関で支払う一部負担金が表の世帯単位欄の限度額までとなり、入院時の食事代も減額されます。

認定証の更新時期は毎年8月1日です。現在、減額認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる人には、7月中旬に新しい減額認定証を被保険者証と一緒に送付する予定です。

世帯員全員が住民税非課税の人で減額認定証の申請をされていない場合は、市民課国保医療係に申請してください。

